

○道路法

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七・六・二
四法四七）附則七九条（平成一九・四・一施行）

（水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例）

第六条① 水道法（昭和三十一年法律第七十七号）、工業用水
道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）、下水道法（昭和三十
三年法律第七十九号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二
号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十
一号）、ガス事業法（昭和四十九年法律第五十一号）、電気事業
法（昭和三十九年法律第七十号）又は電気通信事業法（昭和
五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、水管（水道事業
水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限
る）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法
第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定す
る簡易ガス事業の用に供するものに限る）又は電柱、電線若し
くは公衆電話所（これらのうち、電気事業法に基づくものにあ
つては同法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者（同項
第二号に規定する小売電気事業者を除く。）がその事業の用に供
するもの）、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第百
二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する
認定電気通信事業の用に供するものに限る）を道路に設けよう
とする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を
受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする
日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管
理者に提出しおかなければならない。ただし、災害による復
旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を
行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

② 略